

## 市長等の措置に係る通知書

(健康医療部)		2024年4月22日監査執行	
No	指 摘 事 項	措 置 の 状 況	改 善 又 は 検 討 の 目 標 年 月 日
1	<p>補助金の執行 (健康づくり課)</p> <p>マイナンバーの扱いが不適切なものがある。</p> <p>(がん患者ウィッグ購入費等助成金)</p> <p>本人確認書類として、本来なら收受すべきではないマイナンバーカード裏面の写し(マイナンバーの記載がある面)を收受し、申請者への返却等の対応をせず、課の誰でもが閲覧可能なフォルダに保存されているものが複数あり、マイナンバーの取扱いとして不適切である。</p>	<p>誤って收受していたものについては、申請者に説明の上、返却した。</p> <p>今後については、必要のない個人情報には收受せず、法に基づいた適切な取扱いをするよう、機会を捉え、担当会議・課内会議においてマイナンバーの取扱いに関する注意点などの情報共有を図るよう是正した。</p>	2024年 5月14日
2	<p>委託料の執行 (健康づくり課)</p> <p>再委託契約承諾の申請、承諾前に受託者に再委託の情報を聞き、当該再委託先を指定した実施要領を作成している。</p> <p>(後期高齢者等健康診査業務)</p> <p>事業開始以前(再委託契約についての申請が受託者から提出される前)に、受託者に再委託先の情報を聞き、完了報告書及び検診費用の請求方法として当該再委託先を指定した実施要領を作成しており、契約事務が適正ではない。</p>	<p>令和6年度は実施要領作成前に、再委託承諾を行った。</p> <p>契約事務の取扱いに関する注意点などについて、機会を捉え、担当会議・課内会議において情報共有を図った。</p> <p>また、今後は委託先との情報交換を密に行うこととし、誤りが起きないように是正した。</p>	2024年 4月15日